第3節 生涯現役社会・エイジレス社会の推進

■1 介護予防・フレイル予防の推進

現 状

少子高齢社会の進展に伴い、令和 22 年(2040年)頃には高齢者人口がピークを迎える一方で、現役世代が急激に減少することが予測されています。このような中で、社会の活力を維持、向上しつつ、「全世代型社会保障」を実現していくためには、高齢者をはじめとする意欲のある人々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、その前提として、特に、介護予防・健康づくりを強化して、健康寿命*の延伸を図ることが求められています。

区では、介護予防・フレイル*予防に重要な運動、低栄養予防、口腔機能向上等を学ぶ介護 予防教室を実施するとともに、パンフレット等の配布や、講演会・イベントの開催などによ り、介護予防・フレイル予防の普及啓発を図っています。

また、ボランティアの介護予防リーダー(シニア健康応援隊)を育成し、介護予防に役立 つ住民主体の通いの場等への支援を実施してします。シニア健康応援隊は、介護予防のため につくられた目黒区オリジナルの体操「めぐろ手ぬぐい体操」などを行い、地域で自主活動 を展開しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により介護予防教室やシニア健康応援隊活動による自主活動は、いったん中止となりました。また、多くの高齢者が長期間にわたり外出を控えたため、身体的な衰えや認知・心理への影響、社会的状況の変化などが懸念されています。

課題

介護予防・フレイル*予防を推進していくためには、引き続き介護予防に役立つ住民主体の通いの場を増やして活動を広げるとともに、活動の中心を担う人材や支援する人材の確保・育成を進めていく必要があります。また、活動を効果的・効率的なものにしていくために、医療専門職の適切な関与が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出を控えた高齢者について、実態の 把握とフレイル予防対策の実施は、喫緊の課題と言えます。

高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するよう法令が整備され、生活習慣病*等の疾病予防・重症化予防等の保健事業と介護予防事業との連携により、高齢者の支援を展開していくこととされました。今後、医療・介護双方のデータを活用し区の健康課題等を抽出した上で、より効果的に介護予防・フレイル予防を推進していく必要があります。

施策の体系	1	介護予防・フレイル予防の推進

- -(1)介護予防事業の充実
- -(2) 地域介護予防活動の推進

施策

(1)介護予防事業の充実

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものです。

区では、介護予防・フレイル**予防に重要な「運動」、「低栄養予防・口腔機能向上」、「認知症予防」や「社会参加」について、区報や「介護予防通信」等の媒体、講演会等を活用し、更なる普及啓発を目指します。加えて、高齢者の社会参加促進や自立支援の取組については、高齢者本人のみならず、家族や現役世代にも理解を得るとともに、様々な関係者が協働して介護予防に取り組むという気運を醸成していきます。

事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」 を踏まえて、安心して参加できる事業運営に努めます。

高齢者の心身の課題に応じたきめ細かな支援を行う観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が進められています。国保データベース(KDB)システム等を活用し、地域の健康課題の把握等に努め、より効果的な介護予防事業の実施を目指します。

<計画事業>

①一般介護予防事業【重点】(介護保険課)

高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として、介護予防・フレイル*予防に重要な「運動」、「低栄養予防・口腔機能向上」、「認知症予防」、「社会参加」について普及啓発事業を行います。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により効果的な介護予防事業の実施を進めます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・「介護予防通信」等の広報誌発行、要介護認定者を除く 65 歳以上を対象にパンフレット送付・一般高齢者を対象とした介護予防教室や講演会等の実施	 「介護予防通信」等の広報誌発行 要介護認定者を除く 65歳以上を対象にパンフレット送付 運動、低栄養予防・口腔機能向上、認知症予防、社会参加等をテーマとした介護予防教室や講演会等を実施 	継続

(2) 地域介護予防活動の推進

高齢社会の進展に伴い、2040年頃には高齢者人口がピークを迎える一方で、現役世代が 急激に減少します。このような中で高齢者が社会で生きがいや役割を持っていきいきと活躍 ができるよう、特に介護予防・フレイル*予防を強化し、健康寿命*の延伸が求められていま す。

地域の「通いの場」については、国の「健康寿命延伸プラン」や「認知症施策推進大綱」 においても拡充が求められています。高齢者それぞれの年齢層や健康状態、興味や関心など に応じて参加ができるよう、地域づくりを進めていきます。

区で養成するシニア健康応援隊(ボランティアの介護予防リーダー)の活動は、目黒区オリジナルの体操「めぐろ手ぬぐい体操」の実施を中心に地域住民の通いの場・介護予防の普及啓発の拠点となっており、こうした介護予防に役立つ住民主体の活動の支援を推進します。

また、保健事業との連携を強化し、データ分析を踏まえたアウトリーチ*による通いの場への参画等や、理学療法士等の医療専門職が通いの場等に積極的に関与することを通して、保健医療の視点から効果的・効率的な介護予防・フレイル予防活動の支援を行います。

<計画事業>

①地域介護予防活動支援事業【重点】(介護保険課)

シニア健康応援隊の活動支援をはじめ、「めぐろ手ぬぐい体操」を中心に住民が主体的に活動できる地域づくりを進めます。さらに、理学療法士等の医療専門職が通いの場等に積極的に関与することで、保健医療の視点から効果的・効率的な地域活動の支援を行います。

事業の現況	計画年度:令和3~	~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
 ・シニア健康応援隊(介護予防リーダー)の養成と活動支援 (活動拠点:10 拠点 11 グループ) ・「めぐろ手ぬぐい体操講習会」実施による通いの場づくり支援 ・地域活動団体等にリハビリテーション専門職等を派遣 	・シニア健康応援隊の活動グループを年1~2グループ拡大 ・リハビリテーション専門職等派遣を拡充 ・地域で継続的に介護予防・フレイル*予防、認知症予防等に取り組むための、住民主体による通いの場づくりを目的とした介護予防教室の実施	継続

2 社会参加・居場所づくり・就労支援の推進

現 状

国は、平成31年3月に「これからの地域づくり戦略」を取りまとめ、様々な問題を抱える地域社会を変える起点として、高齢者の社会参加促進を重要視しています。また、平成30年2月に内閣府が策定した「高齢社会対策大綱」では、エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備として、退職後に臨時的・短期的または軽易な就業等を希望する高齢者等に対し、日常的な地域に密着した仕事を提供するシルバー人材センター事業を推進することとしています。

区では、高齢者が気軽に訪れることができる交流の場を増やし、孤立しがちな人に参加を 促すため、趣味や教養、健康づくりの活動などを通して、仲間をつくり、生きがいを持つこ とができるよう老人いこいの家を活用した講習会、老人クラブへの支援を実施しています。

また、自身の介護予防にもつながる「めぐろシニアいきいきポイント事業」、地域活動のきっかけとなる「地域デビューの支援」、閉じこもりを防止する「地域交流サロン・会食サービス事業」、就労の場の提供とともに、地域貢献活動などの生きがいづくりや地域社会への参加に向けた事業を展開するシルバー人材センターへの支援など、多様な社会参加の場や情報の提供に取り組んでいます。

課題

令和元年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、地域活動に参加者として参加する意向のある人の割合について、「ぜひ参加したい」、または「参加してもよい」と回答した人は約50%でした。一方、「すでに参加している」と回答した人は約5%でした。高齢者の社会参加意向がうかがえる一方で、実際に活動している人は少数にとどまっています。

これまで実施してきた各事業について、「新しい生活様式」に対応しながら事業継続するとともに、個々の事業にとどまらない活動のネットワーク化を検討・推進することにより、高齢者の孤立化を予防し、社会参加を促進することが必要です。

また、高齢者だけでなく、誰もが気軽に立ち寄り、集う居場所、地域住民同士のつながり や、助け合いを醸成する交流拠点など、閉じこもりや孤立を防ぐ施策を、社会情勢の急激な 変化に対応しながら、総合的に推進することが求められます。

さらに、高齢者が自らの知識や経験を生かし社会参加を広げていくという観点から、人生 100年時代における働き方について検討し、就労や社会参加のための企業・地域での活躍の 場の充実とそのマッチングの支援等が必要です。

施策の体系 社会参加・居場所づくり・就労支援の推進

- -(1) 高齢者の生きがい活動の支援
- -(2) 社会参加の推進と居場所づくり
- -(3) 高齢者の就業支援

施策

(1) 高齢者の生きがい活動の支援

高齢者が地域社会の中でいきがいや役割をもっていきいきと生活できるよう、エイジレス 社会の実現に向けて、高齢者のいきがいづくりや仲間づくり活動を支援します。

老人いこいの家では、「新しい生活様式」に対応し、感染症対策を整備するなど利用者の安全を確保した上で、世代間交流や介護予防の場としての機能を充実させる取組を継続するとともに、趣味や教養、いきがいづくりの講習会を実施します。また、パソコン・タブレット端末やスマートフォン等の講座を実施するなど高齢者のICT活用を支援し、オンラインによる社会参加活動を後押ししていきます。

老人いこいの家を活動拠点とする老人クラブに対して、自主性を尊重しながら地域交流活動の活性化に向けた支援を行うなど、地域における支え合いの推進と合わせて、多様な社会参加を拡充していきます。

<計画事業>

(1)老人クラブ活動への支援【数値】(高齢福祉課)

老人いこいの家を活動の拠点とする地域の老人クラブの活動に対し、自主性を尊重しながら、高齢者の健康増進・介護予防、教養の向上などによる生きがいづくり、仲間づくり、地域交流活動の活性化に向けた支援を行います。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度		
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)	
・40 クラブへの支援	• 継続	• 継続	
・老人クラブ連合会への支援	クラブ員年 50 人程度	クラブ員年 50 人程度	
(令和2年4月1日現在のクラ	増員	増員	
ブ会員数 4,097 人)			

②老人いこいの家の機能の充実【継続】(高齢福祉課)

地域の高齢者の生きがいづくりや健康づくりなどの活動拠点として、老人いこいの家の機能を充実させていきます。また、地域の人たちが気軽に立ち寄り、集える交流の場・居場所としての機能の拡充を図り、世代間交流事業の推進も図っていきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度		
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)	
区内 24 か所の老人いこいの家に	継続	継続	
おいて、各種講座、地域交流会、			
介護予防教室等を実施(新型コロ			
ナウイルス感染症の影響により一			
部中止)			

③高齢者のICT活用支援【新規】(高齢福祉課)

近年、ICT*の活用により人々の生活をあらゆる面でより豊かに変化させる「デジタルトランスフォーメーション」が進んできています。「新しい生活様式」への対応が求められる中、オンラインでの社会参加等、ICT の活用により、高齢者の生きがい活動の場が広がるように、高齢者のICT 活用を支援していきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
未実施	スマートフォン・タブレット端末の 使い方、主要アプリケーションの使 い方等に関する講座を老人いこい の家において実施	継続

(2) 社会参加の推進と居場所づくり

高齢者の社会参加は、生きがいづくりや仲間づくりになるとともに、介護予防や閉じこもり防止にもつながります。誰でも気軽に通うことのできる地域の居場所づくりを推進し、高齢者が地域社会とつながりを持ちながら、健康の増進に役立つ事業に取り組みます。

また、実際の地域活動につながる「地域デビュー支援事業」を実施するほか、社会貢献活動や自らの健康づくりにもつながる活動を行うことができる「めぐろシニアいきいきポイント事業」の活動場所を拡充するなど、価値観の多様化に対応しながら、多様な活動の場と幅広い情報を提供して、社会参加を促進していきます。

<計画事業>

①めぐろシニアいきいきポイント事業の推進【重点】(高齢福祉課)

再掲

区内在住の高齢者が「いきいきサポーター」として登録し、介護支援など社会貢献活動を行うことにより、区内共通商品券と交換できるポイントを取得する事業で、自身の生きがいづくり、健康増進及び介護予防を図るとともに、高齢者の社会参加の促進を目的として実施します。

事業の現況	計画年度:令和] 3~7 年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
• 活動場所: 13 か所	• 活動場所の充実、活動内	継続
•活動内容:4事業	容拡充の検討	
いきいきサポーター養成	• 継続	

②地域デビューの支援【継続】(高齢福祉課)

再掲

団塊世代を中心とした中高年の人の地域活動のきっかけとなる機会の提供とともに、地域の中で役割を持っていきいきと生活できるよう活動を支援します。また、高齢者の豊かな知識・技術・経験を活かし、自主的かつ継続的に活動できるよう人材を発掘・育成します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
地域デビュー講座(新型コロナウ	• 継続	継続
イルスの影響で中止)	• 高齢者によるボランティ	
	ア団体の立ち上げ支援	

③地域交流サロン事業の推進【継続】(高齢福祉課)

再掲

在宅高齢者の閉じこもりを防ぐとともに、介護予防など高齢者の在宅生活に資する活動を 展開するため、地域に住む高齢者の居場所として食事の提供、相談、イベント等を開催する 「地域交流サロン」事業を推進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
区内5か所で実施(3か所は自主	• 継続	継続
事業)(新型コロナウイルス感染症	・事業内容の充実	
の影響により9月まで中止)	・新規2か所開設	

④各種講座の開催【継続】(生涯学習課)

中高年の人が仲間をつくり、地域でいきいきと活動できる内容の講座(中高年の人の地域参加を促進する社会教育講座)を実施します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度		
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)	
中高年の人を対象とした社会教育	継続	継続	
講座を実施			

(3) 高齢者の就業支援

「支えが必要な人」という高齢者のイメージを払拭し、高齢者の就労意欲や能力を最大限活かすため、就労の場を提供するとともに、地域社会貢献活動事業を実施するシルバー人材センターの運営を支援します。また、老人クラブなどの地域の団体との連携を支援することで、高齢者の社会参加の促進と就業支援に取り組みます。

また、雇用・就業ニーズに応じた環境整備を行うため、地域の様々な機関と連携して高齢者の就業機会の創出やマッチングを支援する取組を推進します。

<計画事業>

①高齢者の就業機会の創出【新規】(高齢福祉課)

高齢者の就業機会を創出するため、地域の様々な機関と連携し、高齢者向けの就業説明会の実施を支援します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
未実施	区内で事業展開する企	継続
	業・シルバー人材センタ	
	ーなどと連携し、高齢者	
	向けの就業説明会を実施	

②シルバー人材センターへの支援【継続】(高齢福祉課)

働く意欲と能力のある、原則として 60 歳以上の高齢者を対象に「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な就業」を提供するとともに、地域貢献活動など生きがいづくりや地域社会への参加を促しているシルバー人材センターの運営を支援します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・臨時的かつ短期的な就業や軽易な業	• 継続	継続
務に係る就業機会の開拓、提供の実	・老人クラブなどの地	
施	域の団体との連携	
・シルバー人材センター労働者派遣事		
業における就業場所の開拓		
・地域貢献活動の実施		

③就労相談の実施【継続】(産業経済・消費生活課)

「ワークサポートめぐろ」を設置し、「キャリア相談コーナー」と「ハローワーク相談室」 において若年者から高齢者まで広く就労相談に応じます。

_				
	事業の現況	計画年度:令和3~7年度		
	(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)	
	• ハローワーク相談室	継続	継続	
	ハローワーク渋谷の専門相談員によ			
	る職業紹介や職業相談の実施			
	• キャリア相談コーナー			
	キャリアアドバイザー(業務委託)			
	による求職者に対する個別相談やミ			
	二講座、就職支援セミナーの実施			

第4節 障害のある人への支援の充実

■1 身近な地域で暮らし続けていくことができる仕組みづくり

現 状

障害のある人が、地域において必要なサービスを受けながら日常生活を送るために、身近な相談窓口の充実やサービス等利用計画の作成を担う相談支援専門員の人材育成と質の向上が求められています。

地域生活支援拠点では 24 時間 365 日の相談対応を行い、発達障害*支援拠点では発達障害に特化したすべての年齢に対応した切れ目のない支援を実施しています。令和3年度に基幹相談支援センターを開設するに当たり具体的な業務内容の検討を進めています。

また、精神障害のある人への支援について、国は、高齢期におけるケアを念頭に推進されてきた「地域包括ケアシステム*」の必要な支援を地域で包括的に提供し、自立した生活を支援するという考え方に対応するため、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の支え合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを示しました。区は、平成 30 年度、精神障害者地域移行・地域定着推進連絡会を設置し、地域移行を進めるための地域づくりを推進しています。

高次脳機能障害*については、関係機関による支援連絡会、支援セミナーの開催、サポーター養成講座等を実施してネットワークの構築や啓発に取り組んでいます。

障害のある人が 65 歳になっても必要なサービスを継続的に利用できるよう障害福祉サービスと介護保険サービスの連携が求められています。これまでも介護保険事業者連絡会、地域包括支援センター*等で各制度の仕組みや適用関係等の説明会を設ける等、相互の連携を図ってきました。地域包括支援センターおいても、令和2年度から障害のある人への相談業務の拡充等を行っています。

課題

障害のある人や家族からの相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、相談支援の質の向上を図る必要があります。また、基幹相談支援センターの設置に当たり、各相談機関や関係機関とのネットワーク構築や人材の育成に取り組む必要があります。

地域生活支援拠点では、相談支援体制の充実や、緊急時受入れ体制の一層の充実が求められています。発達障害*支援拠点では、増加する相談件数に対応するための体制を確保するとともに、各事業の更なる充実を図る必要があります。

高次脳機能障害**や発達障害については、理解が十分進んでいないことや、専門的な相談支援機関が限られていることなどから保健・医療・福祉等の関係機関の更なる連携が求められています。

高齢で障害のある人への支援の充実を図るためには、障害福祉サービス事業者と介護保険 サービス事業者との相互連携を推進するとともに、地域包括支援センター*においても障害の ある人への相談支援の充実を図ることが求められています。合わせて、支援している家族の 高齢化への対応、親亡き後の地域生活の継続等、居宅での支援サービスや短期入所を充実さ せていく必要があります。

施策の体系 1 身近な地域で暮らし続けていくことができる仕組み づくり

(1)相談支援の充実

――(2)保健・医療・福祉サービスの連携

—(3)地域における日常生活の支援

施策

(1)相談支援の充実

相談支援の更なる質の向上を図ります。基幹相談支援センターにおいては、既存の相談 支援事業所等の各相談機関や関係機関とのネットワーク構築、相談支援に関わる人材の育 成と質の向上に取り組みます。

地域生活支援拠点では、身体障害・知的障害・精神障害の3障害に対応した24時間365日の相談支援体制の充実、併設する短期入所を活用した入所体験の機会の拡大と緊急時の受け入れ等の稼働率を向上させる等、一層の充実に取り組みます。

発達障害*支援拠点では、相談支援体制、当事者活動、家族支援、啓発事業の各事業における更なる充実や関係機関との連携を図ります。

<計画事業>

①身近な相談支援提供体制の充実【重点】(障害施策推進課)

障害者グループホーム*に併設する地域生活支援拠点において、24 時間 365 日の地域における身近な相談対応や、緊急時の受入れ対応の充実を図ります。

事業の現況		計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)		前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
地域生活支援拠点事業	の実施	・身体・知的・精神の3障害に対応した24時間365日の相談支援体制の充実 ・短期入所事業の利用の充実・継続	継続

②基幹相談支援センターの整備による相談支援体制の構築【重点】(障害施策推進課)

令和3年度開設の基幹相談支援センターを地域における障害分野の中核的な存在と位置付け、障害者自立支援協議会と連携し、地域の相談支援事業の機能強化と専門性の高い支援体制を構築します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
基幹相談支援センター開設に	・ 地域の相談支援事業の機能強化	継続
向けた検討と準備	と専門性の高い支援体制の構築	
	・区内関係機関のネットワーク化	
	を図り、支援体制の強化を図る	
	・区内事業所従事者への研修計画	
	及び実施	

③発達障害支援事業の充実【重点】(障害者支援課)

発達障害*に特化した相談支援体制、当事者活動、家族支援、啓発事業の各事業における充実や関係機関との連携を図ります。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
令和2年度から土曜日の開所を加	• 相談支援、当事者活動、家	継続
え、相談支援体制の充実を図った	族支援、啓発事業の充実	
	• 継続	

④障害者自立支援協議会の推進【継続】(障害施策推進課)

障害者自立支援協議会を中心に地域の障害福祉関係機関との緊密な連携を図るとともに、 地域の実情に応じた体制の整備について協議し、課題の検討や情報共有を図ります。

35% SOUND CACH INSTRUMENT OF CHANGES INC. 113 LKS (13 CE) 5 C(5)		
事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
相談支援部会、一般就労部会、子	継続	継続
ども部会等の7つの専門部会を中		
心に地域の課題を整理し、障害者		
施策の充実を検討(令和元年度実		
績)		

(2)保健・医療・福祉サービスの連携

保健・医療・リハビリ等を行う専門的な関係機関との連携を一層進めていきます。

精神障害のある人が地域で安心して生活できるように、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の支え合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*」の構築を目指し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた支援体制を構築するとともに、長期入院者の退院相談支援を推進します。また、関係機関と連携して家族支援の充実を図ります。

<計画事業>

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【重点】(保健予防課・碑文谷保健センター・障害者支援課)

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて精神科病院等の医療機関、支援事業所、 行政等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有した上で精神障害にも対応 した地域包括ケアシステム*の構築に取り組みます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
精神障害のある人の地域	• 地域移行 • 地域定着に向けた支援の	継続
移行・地域定着に向けた支	推進	
援のあり方について、保	• 保健 • 医療 • 福祉関係者による協議	
健・医療・福祉関係者によ	• 措置入院者退院後ガイドラインによ	
る協議の場を設置	る支援の推進	
	・アウトリーチ*支援事業の充実	

(3)地域における日常生活の支援

障害のある人が身近な地域で安心して暮らし続けるために、様々な障害福祉サービスの 提供を行います。また、65歳を超えたとき、介護サービスを円滑に利用できるように、障 害福祉サービスと介護保険サービスの両制度の周知を事業者や利用者に対して行うととも に、各地域包括支援センター*においても障害のある人への相談支援の充実を一層図ります。 また、障害のある人の高齢化や障害の重度化、支援している家族の高齢化に対応するため、短期入所事業の充実、入浴サービス、配食サービス等の支援を継続的に行います。

<計画事業>

①短期入所事業の実施【継続】(障害施策推進課・障害者支援課)

再掲

障害のある人が、本人や介護者等の事情により、一時的に利用できる短期入所サービスを 提供します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
•区内緊急一時施設保護等 6床	• 継続	継続
•区外施設(区独自事業) 3床	・令和3年度に短期入所	
	2 床開設	

■2 誰もが社会に参加し、貢献することができる仕組みづくり

現 状

障害の有無にかかわらず、社会活動に参加できるよう手話通訳者等の派遣を行うとともに、 単独で移動が困難な障害のある人が目的地まで安全に移動できるためのサービスを提供して います。

障害者雇用促進法の改正に伴い、障害者の就労者数は増加傾向にあります。目黒障害者就 労支援センターでは、一般就労に向けた支援として、就労に必要な知識や技術の習得及び就 労移行の支援を行っています。当センターでは、ジョブコーチによる職場での支援や生活面 のサポート、余暇活動の支援等、職場定着のための様々な支援と企業に対するサポートを行 っています。

福祉的就労においては、自主生産品の販路拡大や商品開発等の工賃向上のための取組を一層進めるとともに、生活介護や重度障害者に対する日中活動の場の提供等の様々な活動を行っています。

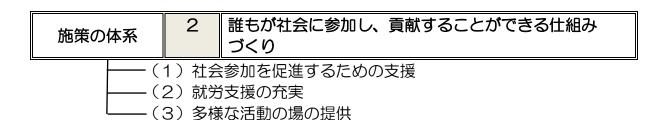
スポーツ施設においては、バリアフリー*化が進み、障害の有無にかかわらずスポーツを行う環境づくりが整ってきました。平成30年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術活動を幅広く促進するための法整備がされました。

課題

障害特性に応じた情報提供を一層推進する必要があります。移動に関する支援については、 更なるサービスの充実を進め、より多くの利用者が活用できる支援を充実させる必要があり ます。

目黒障害者就労支援センター及び就労移行支援事業所等においては、就労支援の更なる充実を図り、短時間雇用等の多様な働き方ができるよう、区内での実習先や雇用の場を確保するとともに、就労後の定着支援にも引き続き取り組む必要があります。また、福祉的就労から一般就労への移行や自主生産品の商品開発や魅力の発信、販路拡大等の工賃向上に向けた取組を一層推進する必要があります。

さらに、余暇活動の充実を図るとともに、高齢化や障害の重度化に対応した日中活動の場の提供や通所施設に対する支援を充実させる必要があります。豊かで充実した生活を送ることができるよう、スポーツや芸術文化等の活動の場を提供していく必要があります。



施策

(1) 社会参加を促進するための支援

会議やイベントにおける点字資料の配布、映像・動画の文字表記や音声解説、手話通訳や要約筆記、ファックス番号や音声コードの記載等、障害特性に応じた情報提供を一層推進していきます。また、手話通訳を担う人材の確保を図るとともに、失語症会話パートナー養成講座の推進を図ります。

また、社会活動に参加するために、目的地まで移動するためのサービスの充実を図り、 より多くの利用者が活用できる支援を行います。

<計画事業>

①意思疎通支援及び情報保障の充実【新規】(障害者支援課)

ICT^{**}を活用して、タブレット端末による聴覚障害者への意思疎通支援の充実や音声コードによる視覚障害者の情報保障の推進を図ります。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
音声コードを活用した情報保障の 推進	・タブレット端末を活用した意思疎通支援の充実	継続
	• 継続	

②移動に係る支援の推進【継続】(障害者支援課)

障害のある人の地域での自立と社会参加のために移動支援や同行援護事業のサービス提供 を推進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
自立と社会参加等における外出のため	継続	継続
に必要な支援を実施		

(2) 就労支援の充実

就労支援機関等による一般就労に向けた就労相談や職業訓練、就労後の定着支援等、短時間雇用や多様な働き方ができるよう障害特性に応じた就労支援を推進します。

また、企業・教育・福祉・労働行政間の関係機関と連携して、事業主や従業員に対する 障害理解の促進を図ります。福祉的就労から一般就労への移行、障害者施設における自主 生産品の魅力発信、販路拡大等の工賃向上に向けた取組を一層推進していきます。

<計画事業>

①就労支援事業の充実【継続】(障害施策推進課)

目黒障害者就労支援センター及び就労移行支援事業所等において、障害のある人が経済的に自立した生活を送るための一般就労に向けて、就労相談、就労訓練等、就労支援の充実を図ります。また、就労支援関係機関や企業等と連携し、障害者雇用に取り組む企業等の新規開拓を行います。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
•目黒障害者就労支援センター及び就労	継続	継続
移行支援事業所等で就労支援を実施		
•目黒障害者就労支援センターに地域開		
拓促進コーディネーターを配置し、福		
祉施設を利用する障害者への一般就		
労に向けた働きかけや障害者雇用を		
行う企業等の新規開拓		

②就労定着支援の推進【継続】(障害施策推進課)

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人の就労継続に向けて、就労に伴う環境変化による生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決を図ります。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
就労定着支援者のスキル向上のための 支援	継続	継続

(3) 多様な活動の場の提供

余暇活動の充実を図るとともに、高齢化や障害の重度化に対応した日中活動の場を提供し、通所施設に対する支援を進めていきます。

障害のある人が、豊かで充実した生活を送ることができるようスポーツや芸術文化等の活動の場の提供や機会の充実を図ります。

<計画事業>

①日中活動の場の整備【数値】(障害施策推進課)

就労継続支援及び生活介護等の障害福祉サービス事業の実施により、障害のある人の希望 に合わせた日中の活動の場を提供します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・区立通所施設の運営	• 民間通所施設(生活介	継続
生活介護 4施設	護) 1か所開設	
就労継続支援B型 3施設	• 継続	
• 民間通所施設の運営		
生活介護 2施設		
就労継続支援A型 2施設		
就労継続支援B型 9施設		

②障害の特性に配慮したスポーツ事業の実施【継続】(スポーツ振興課)

障害のある人が区立体育施設でスポーツ活動できるよう、スポーツ事業を実施し、障害者のスポーツの推進を図ります。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度) 後期(6~7年度)	
区立体育施設において障害のある	継続	継続
人に配慮したスポーツ事業を実施		

③障害者スポーツ指導員(初級)の養成【継続】(スポーツ振興課)

障害のある人が安心してスポーツ活動に参加できるよう、障害者スポーツ指導員の養成を 行います。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度) 後期(6~7年度)	
障害者スポーツ指導員(初級)養	継続	継続
成研修会実施 年1回		

3 ともに暮らすまちづくりの実現

現 状

障害のある人が、支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮し続けることができるようグループホーム*の整備が求められています。区では、バリアフリー*化等の重度化対応等に対して区独自の整備費補助を設けるとともに、運営費用の一部補助を行っています。また、第四中学校跡地を活用した民間事業者による高齢者施設との合築による障害者入所施設の整備が、令和3年4月に開所されます。

平成 28 年4月に「障害者差別解消法」が施行され、平成 30 年 10 月には「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されました。区では、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、相談事例の情報共有や関係機関との連携や障害理解の促進を行っていますが、障害者の差別解消や障害の理解は十分とは言い難い状況にあります。

様々な講演会の開催、各種イベント等を通じて、障害の有無にかかわらず、相互理解の交流の機会が増えてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、啓発活動やイベントが中止・延期となっており、多様な交流の場を確保することが難しくなっています。

平成 29 年度には社会福祉協議会と連携し、障害の理解を深めるための福祉教材を作成し、 小学校や地域ボランティア活動センターで活用しています。

課題

障害者グループホーム*整備を進めるためには、公有地等の活用や民間活力の活用を図る必要があります。グループホーム開設後は、運営費用の一部補助制度のみならず、事業者間の連絡会等の運営面での支援も求められます。

また、本人が住み慣れた地域で生活できるよう、居宅介護及び重度訪問介護等の訪問系障害福祉サービスの充実を図るとともに、短期入所を活用した緊急時の受入れにも一層取り組む必要があります。

さらに、区立施設等の公共的建築物を誰もが安全に利用できるよう整備するなど、ユニバーサルデザインやバリアフリー*化を推進していく必要があります。

施策の体系 3 ともに暮らすまちづくりの実現

-(1)地域における安定した暮らしの場の確保

- (2)ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

施策

(1)地域における安定した暮らしの場の確保

障害のある人の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」を見据えて、支援を受けながら住み 慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、区有地の活用や民間活力等を検討 しながら、障害者グループホーム*の整備支援を進めていきます。

また、居宅介護及び重度訪問介護等の訪問系障害福祉サービスの充実を図るとともに、 短期入所を活用した緊急時の受入れに一層取り組みます。

<計画事業>

①障害者グループホームの整備支援【重点・数値】(障害施策推進課)

再掲

障害のある人が支援を受けながら住み慣れた地域で暮らし続けるために、民間活力等を活用し、障害者グループホーム*の整備を支援し、居住の場を確保していきます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
 知的障害者グループホーム 14か所(総定員91名) 精神障害者グループホーム 3か所(総定員23名) 福祉ホーム 1か所(定員7名) 	1か所の整備を支援	1か所の整備を支援

②障害者施設に係る区有地、国・都有地、既存施設等の活用の促進【重点】(障害施策推進課・経営改革推進課)

障害者施設整備に当たり、区有地、国・都有地、地域の既存施設等の活用を検討し、民間 事業者の参入を促進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
活用の検討	• 継続	継続
	・第四中学校跡地活用に	
	よる特別養護老人ホー	
	ム・障害者入所施設等	
	複合施設の開設	

(2) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインを基本理念とする「東京都福祉のまちづくり条例」による整備基準や「目黒区立施設福祉環境整備要綱」「目黒区福祉のまちづくり整備要綱」に基づき、区立施設、民間施設、官公署等の公共的建築物について、誰もが安全に利用できるよう整備します。また、「目黒区交通バリアフリー推進基本構想」に基づき、公共交通機関を利用して安全で円滑に移動できるよう、駅周辺地区を中心にバリアフリー*化の推進を図ります。

<計画事業>

①区立施設の福祉環境整備【継続】(建築課・障害施策推進課)

「目黒区立施設福祉環境整備要綱」に基づき、誰もが区立施設を安全で快適に利用できるよう整備し、福祉のまちづくりを推進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
区立施設について要綱の基準に合	継続	継続
った整備、改修等を実施		

②公園等の改良【数値】(みどり土木政策課)

改良工事により老朽化した施設の改修を計画的に行うとともに、高齢者・障害者の利用に 配慮した施設のバリアフリー*化整備を進め、誰もが使いやすい公園を目指します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・公園等 10 か所	公園等3か所	・公園等2か所
・児童遊園 13 か所	・児童遊園3か所	・児童遊園2か所
緑道2か所		
・公衆便所2か所		

③民間建築物等の整備促進【継続】(建築課)

一定規模の医療施設、銀行、店舗、官公署等の公共的な建築物及び共同住宅の整備については、建築基準関係規定のほか、「東京都福祉のまちづくり条例」及び「目黒区福祉のまちづくり整備要綱」に基づき、指導や働きかけを行い、バリアフリー*化を推進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
民間建築物等について関係条例や要綱	継続	継続
の基準により福祉のまちづくりを推進		

④交通のバリアフリー化の推進【継続】(都市計画課)

「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づいて 改定された交通バリアフリー推進基本構想に基づき、駅周辺地区を中心にバリアフリー*化を 進めます。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
駅周辺地区を中心にバリアフリー化を 推進	継続	継続

4 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

現 状

児童発達支援センターでは、発達や成長段階に応じた支援等に関する相談を行っています。 平成30年度には、医療的ケア*を必要とする児童に関わる支援関係機関の協議会を設置しました。また、令和2年7月には、重度心身障害児(医療的ケアを必要とする児童を含む) 通所支援事業を開始しました。

また、妊娠期に専門職が「ゆりかご・めぐろ(妊婦面接)」により妊婦の状況を把握し、情報提供や助言等を行うとともに、医療や福祉などの関係機関と連携して支援を行う子育て世代包括支援センター機能の充実を図っています。

子育て、教育等の各分野では、子ども総合計画、特別支援教育推進計画に基づき様々な事業を連携して取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染拡大においては、児童や保護者からの学校生活や感染症等に対する不安や情報について対応しました。

課題

多様なニーズを踏まえた療育体制の提供や相談支援体制の充実を図るとともに、専門的支援を行う保育所等訪問支援の実施が求められています。また、重症心身障害児*(医療的ケア*を必要とする児童を含む)を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービス*事業の円滑な実施を行うとともに、家族支援の充実が求められています。

医療的ケアを必要とする児童の増加を踏まえた教育・子育て等と福祉の連携については、 更なる強化が必要となります。

目黒区特別支援教育推進計画(第四次)に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、障害の有無にかかわらず、共に学ぶ場の充実に取り組む必要があります。

また、障害の早期発見・早期療育に取り組み、療育や子育てに必要な知識を学ぶための一層の支援が求められます。保育所で医療的ケアが必要な児童を保育するに当たり、関係部署と積極的な連絡調整を行っていく必要があります。

- (1) 多様なニーズに応える支援体制の確保

- (2) ライフステージに応じた支援の推進

施策

(1) 多様なニーズに応える支援体制の確保

児童発達支援センターでは、多様なニーズを踏まえた療育体制の提供や相談支援体制の 充実を図るとともに、保育所等への集団生活をする施設を訪問し、専門的支援を行う保育 所等訪問支援を実施します。

重症心身障害児*(医療的ケア*を必要とする児童を含む)を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービス*事業の円滑な実施を行うとともに、在宅レスパイト事業、入浴サービス等の取組を推進し、家族支援を行います。

医療的ケアを必要とする児童の増加を踏まえた教育・子育て・福祉等の関係機関による情報共有や連携については、更なる取組を推進していきます。

く計画事業>

①児童発達支援センター機能の充実【重点】(障害者支援課)

児童発達支援センターの相談支援機能の強化を図るとともに、幼児期の療育体制を拡充し、 区内各事業所との連携を深めます。

事業の現況	計画年度:令和	3~7年度
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・児童の保護者からの発達や障害に関す	・児童の発達や障害に関	継続
る相談を実施。障害の特性に応じた障	する相談や療育の希	
害児福祉サービスにつなげ、必要に応	望に対し、社会資源と	
じて障害児支援利用計画を作成	の連携を強化し、地域	
・地域における中核的な療育支援を行う	全体の支援力を充実	
とともに保育所等訪問支援を実施	• 継続	

②医療的ケアが必要な児童等への支援【重点】(障害者支援課)

再掲

重症心身障害児*(医療的ケア*児を含む)が地域で必要な支援を円滑に受けることができるよう、就学前及び就学後の療育体制整備を図ります。また、区内の重症心身障害児通所支援事業所において、重症心身障害児の児童発達支援及び放課後等デイサービス*事業の両事業を行う多機能型事業を実施します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
令和2年7月から、児童発達支援	重症心身障害児(医療的ケ	継続
事業と放課後等デイサービス事業	ア児を含む) を対象に効果	
の両事業を行う多機能型事業所が	的な療育が提供できるよ	
支援サービスを実施	うに支援の充実を図る	

③重症心身障害児(者)と家族の支援【継続】(障害者支援課)

再掲

在宅の医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)*を対象に訪問看護師を派遣する重症 心身障害児(者)在宅レスパイト事業を実施します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
・契約訪問看護ステーション数	継続	継続
24 か所		
実利用者数 25人		
•派遣回数148回		
(令和2年9月末実績)		

(2) ライフステージに応じた支援の推進

共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの構築を推進し、障害の有無にかかわらず、「交流及び共同学習」を含む共に学ぶ場の更なる充実に取り組みます。

また、特別に支援が必要な児童の保育園及び幼稚園の在籍状況や受入体制等を検証し、各園の状況に応じた特別支援補助員等の配置を進めます。

妊娠期からの母子の健康増進に向けた母子保健対策や相談体制を整備し、障害の早期発見・早期療育に取り組み、療育や子育てに必要な知識を学ぶための支援の充実を図ります。 保育所で医療的ケア*が必要な児童を受け入れるためのガイドラインを作成し、関係部署とのネットワークを整備します。

学校卒業後の進路については、本人の意思を尊重しながら、個々の能力や適性を考慮し、 教育・就労・福祉等の関係機関が連携し、就労体験や日中活動の場での実習を行う等の支援を進めていきます。

<計画事業>

①障害のある児童の豊かな活動の場の提供【継続】(子育て支援課)

児童館において、障害のある児童が地域の子どもたちと共に育ち合える豊かな活動を体験できる場を提供します。

I management of the second of		
事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
障害のある児童が参加しやすいプログ	継続	継続
ラムを設定し、豊かな体験ができる活動		
の場として「あそびのつどい」を実施		

②学童保育クラブにおける障害のある児童の保育【継続】(子育て支援課)

障害のある児童が同世代の子どもたちと集団生活をしながら、共に認め合い育ち合える豊かな放課後の生活の場として、学童保育クラブで安心・安全に過ごせるよう保育を行います。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度	
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)
障害児等の保育を実施	継続	継続

③インクルーシブ教育システムの構築の推進【継続】(教育支援課)

再掲

障害の有無にかかわらず、全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と 社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実さ せていきます。学校・幼稚園・こども園における支援体制や教室環境を整えるとともに、学 校・幼稚園・こども園、家庭、地域における心のバリアフリー*を推進します。

事業の現況	計画年度:令和3~7年度		
(令和2年度)	前期(3~5年度)	後期(6~7年度)	
・学校・幼稚園・こども園における合理	継続	継続	
的配慮*の提供を促進			
・都立特別支援学校と小・中学校との副			
籍交流の充実			
・特別支援学級と通常の学級との交流及			
び共同学習の充実。特別支援教育に関			
する理解啓発の推進			